西村ときわ法律事務所

貸金業改正と消費者ローン証券化

清水 拓也

NISHIMURA & PARTNERS

2006年10月31日、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。主な改正内容としては、(1)貸金業への参入条件の厳格化、(2)貸金業協会の自主規制機能強化、(3)行為規制の強化(取立規制の強化、トータルの元利負担額等を説明した書面の事前交付義務、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結禁止、公正証書作成にかかる委任状取得の禁止、利息制限法の金利を超える貸付の契約についての公正証書の作成の嘱託を禁止、連帯保証人に対する催告、検索の抗弁権のないことの説明義務)、(4)業務改善命令の導入、(5)指定信用情報機関制度の創設、(6)総量規制の導入(借り手の返済能力の調査義務、返済能力を超えた貸付の禁止)、(7)上限金利の引き下げ(みなし弁済制度(グレーゾーン金利)の廃止、出資法の上限金利の引き下げ)、等が存在する。

上記のうち、もっとも注目されているのが上限金利の引き下げであろう。これまでは、利息制限法により一定の利率を超える利息の契約は無効とされる一方、貸金業者が業として行う金銭消費貸借契約上の利息については、貸金業法第43条が利息制限法の制限額を超える場合であっても一定の場合(出資法の上限金利を超過していないことや、貸金業者が貸金業法上要求される書面の交付義務を履行していること等の要件を満たしている場合)には、当該超過額を有効な利息の弁済とみなされていた。また、当然のことではあるが、出資法上も、同法に規定される上限利息を超過しない限り罰則を科していなかった。利息制限法上の制限利息額を超過するが出資法上の制限利息額以内である金利については、利息制限法は無効とされているものの貸金業法上は有効な弁済となり得る(又は出資法上罰則を科せられない)という意味で、グレーゾーン金利と呼ばれている。

これまで組成されてきた消費者ローンの証券化案件においては、グレーゾーン金利にかかる利息についても対象とされている。従って、法案が可決され、みなし弁済の規定が廃止された場合には、みなし弁済の対象となる利息については、以後キャッシュ・フローが見込めないことになる。しかしながら、消費者ローンの証券化案件では、債務者からの過払利息の返還請求に対する支払いに充てるためのリザーブが設けられていることが多く、みなし弁済の廃止が証券化商品に対して直接的に与える影響は限定的であろうと言われている。

もっとも、みなし弁済規定の廃止により、オリジネーターである貸金業者の経営に影響を与える可能性は存在する。日本における証券化取引においては、証券化対象資産のオリジネーターが、証券化後も引き続き対象資産のサービシングを継続するのが一般的である。それ故、オリジネーターである貸金業者の経営状況の悪化は、証券化スキームにおけるサービサーの経営状況の悪化に繋がる。サービサーとしてのオリジネーターが他の者(バックアップ・サービサーを含む)に変更される場合、かかるサービシング業務の移管に関して費用を要することになるし、新たなサービサーは、オリジネーター程は債務者に精通しておらず、また、オリジネーターと同程度のサービシング・ノウハウを持っていないのが通常である。この点で、サービサーの交代が証券化商品のキャッシュ・フローに影響を与える可能性も考えられる。従って、みなし弁済の廃止が間接的に証券化取引に影響を与える可能性もあろう。

西村ときわ法律事務所
〒107-6029
東京都港区赤坂1-12-32
アーク森ビル(総合受付28階)
電話:03-5562-8500　ファックス: 03-5561-9711~4
E-mail: info@jurists.co.jp　Website: www.jurists.co.jp